

人吉市分別収集計画

令和7年6月18日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを促進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物をはじめとするごみの排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、見直しを行うものとする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	541t	529t	520t	512t	504t

6 容器包装廃棄物の排出抑制を推進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実行する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、リサイクルの取組みやごみ処理施設におけるごみ分別体験などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費等、ごみ処理の状況についての情報を提供し認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

なかでも、「リサイクル」のみならず、「リデュース」、「リユース」の重要性についての知識（3Rの優先順位等）の普及を図る。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の小売包装を減らすため、買い物袋持参の徹底等の啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を図る。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、人吉球磨広域行政組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	透明ガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん
	その他のガラス製容器	その他のガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボールの容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	R8		R9		R10		R11		R12	
主としてスチール製の容器	4t		3t		3t		3t		3t	
主としてアルミ製の容器	4t		4t		4t		4t		4t	
無色のガラス製容器	(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 26t		(合計) 26t		(合計) 25t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	27t	0t	27t	0t	26t	0t	26t	0t	25t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 31t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 29t		(合計) 29t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	31t	0t	30t	0t	30t	0t	29t	0t	29t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	25t	0t	25t	0t	24t	0t	24t	0t	24t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	193t		189t		186t		183t		180t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 6t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	6t	0t	5t	0t	5t	0t	5t	0t	5t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 110t		(合計) 108t		(合計) 106t		(合計) 104t		(合計) 102t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	110t	0t	108t	0t	106t	0t	104t	0t	102t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 139t		(合計) 136t		(合計) 134t		(合計) 132t		(合計) 130t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
(うち白色トレイ)	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口令和5年（2023）年推計」に準拠したもので、次のとおり設定した。（参考数値）。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
28,806 人 (対前年度比) △1.70 %	28,316 人 (対前年度比) △1.70 %	27,835 人 (対前年度比) △1.70 %	27,362 人 (対前年度比) △1.70 %	26,887 人 (対前年度比) △1.74 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体に分別収集を推奨することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集をするものとしたガラスびん、ペットボトル、プラスチック類については、民間業者で選別、圧縮、保管するものとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、自主的な地域リサイクル活動を推進していく。